

災害時協力井戸募集！

災害時協力井戸とは

地震等の大規模な災害が発生した場合、水道が断水し長期間にわたり飲用水や飲用以外に使用する生活水の不足が予想されます。

そうした事態に備え、個人や事業所が日頃から使用している井戸を「災害時協力井戸」として事前に登録していただき、災害時には可能な範囲で地域住民にご提供いただくものです。

※井戸水は、生活水（洗濯やトイレ等）としての利用を原則とします。

登録要件

- 市内に所在する井戸（水をくみ上げるための設備を有するもの）であること。
- 災害時に敷地内（井戸設置場所）への立ち入りができること。
- 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- 生活水（飲用以外）として使用できる水質であること。
- 井戸枠等があり安全に使用できること。
- 現在、所有者または管理者が使用しており、今後も使用を予定しているもの。
- 災害時協力井戸とわかる標識を設置することに承諾していること。
- 市のホームページ等に設置場所の住所等を掲載することに承諾していること。

申請から登録までの流れ

1. 登録の申請

⇒災害時協力井戸登録申出書を市危機管理課に提出します。

2. 現地調査等

⇒現地調査等登録要件の確認を行います。

3. 登録の通知

⇒災害時協力井戸登録の可否を通知します。

4. 標識の配布

⇒災害時協力井戸の標識をお配りします。

※生活水としての利用を原則としますので、市が水質検査を行うことはありません。



【申し込み・お問い合わせ】

羽島市 市長室 危機管理課 防災係

TEL (058) 392-1111 (内線5102)

FAX (058) 394-0250